

庁議運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

庁議運営規程の一部を改正する訓令

庁議運営規程（昭和38年岩手県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(庁議に出席する職員等)</p> <p>第4条 次に掲げる職員は、庁議に出席しなければならない。</p> <p>(1) <u>総合政策部首席政策監</u></p> <p>(2) <u>地域振興部地域企画室長</u></p> <p>(3) <u>総務部総務室長</u></p> <p>(4) <u>総合政策部秘書課総括課長</u></p> <p>(5) <u>総合政策部広聴広報課総括課長</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) <u>広域振興局及び地方振興局長</u>その他の職員でその都度知事が指定するもの</p> <p>2 [略]</p> <p>(審議案件の送付)</p> <p>第7条 部局長は、所管する事務について、庁議において審議すべき案件があるときは、その要旨及び資料29部を付議しようとする庁議の開催の前日3日（その日が休日に当たるときは、その前日）までに、<u>総合政策部長</u>に送付しなければならない。ただし、急施を要する案件については、この限りでない。</p> <p>2 庁議において審議すべき案件で庁議の開催の前日にあらかじめ庁議の構成員にその要旨及び資料を配布する必要があると認められるものについては、前項の規定にかかわらず、付議しようとする庁議の開催日前相当の日までに、<u>総合政策部長</u>に送付しなければならない。</p> <p>(記録)</p> <p>第8条 <u>総合政策部秘書課総括課長</u>は、庁議における審議の結果を記録しておかなければならない。</p>	<p>(庁議に出席する職員等)</p> <p>第4条 次に掲げる職員は、庁議に出席しなければならない。</p> <p>(1) <u>秘書広報室首席調査監</u></p> <p>(2) <u>総務部総務室長</u></p> <p>(3) <u>政策地域部政策推進室長</u></p> <p>(4) <u>秘書広報室秘書課総括課長</u></p> <p>(5) <u>秘書広報室広聴広報課総括課長</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) <u>広域振興局長</u>その他の職員でその都度知事が指定するもの</p> <p>2 [略]</p> <p>(審議案件の送付)</p> <p>第7条 部局長は、所管する事務について、庁議において審議すべき案件があるときは、その要旨及び資料29部を付議しようとする庁議の開催の前日3日（その日が休日に当たるときは、その前日）までに、<u>秘書広報室長</u>に送付しなければならない。ただし、急施を要する案件については、この限りでない。</p> <p>2 庁議において審議すべき案件で庁議の開催の前日にあらかじめ庁議の構成員にその要旨及び資料を配布する必要があると認められるものについては、前項の規定にかかわらず、付議しようとする庁議の開催日前相当の日までに、<u>秘書広報室長</u>に送付しなければならない。</p> <p>(記録)</p> <p>第8条 <u>秘書広報室秘書課総括課長</u>は、庁議における審議の結果を記録しておかなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。